

令和2年度
東京都生活衛生審議会
会議録

令和3年2月3日
東京都福祉保健局

(午前 10時00分 開会)

○木村環境保健衛生課長 それでは、大変お待たせいたしました。

これより令和2年度東京都生活衛生審議会を開会いたします。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は本審議会の事務局を務めさせていただきます、福祉保健局健康安全部環境衛生課長の木村でございます。

本日は委員の改選後、初めての審議会でございますので、会長が選任されるまでの間、私が進行役を務めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

本日の会議は新型コロナウイルス感染症対策の一環といたしまして、WEB会議システムを活用した開催形式となっております。

何分、初めての試みでございますので、至らない点多々あるかと思っておりますが、御容赦いただけたら幸いです。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場にお集まりの皆様におかれましては、発言中も含め、会議中は常時マスクの着用をお願いいたします。

初めに注意事項がございます。本日の会議はWEB会議形式での開催となります。円滑に進められますよう努めてまいります。機器の不具合等により映像が見えない、音声が届かない等ございましたら、チャットでその都度事務局にお知らせください。

これより、委員の皆様はマイクボタンとビデオボタンをオフにさせていただきたいと思っております。

それでは、まず定足数の確認をさせていただきたいと思っております。本審議会は東京都生活衛生審議会条例に基づきまして、委員の過半数の出席によって成立することとなっております。本審議会の委員数13名でございます。本日は13名、皆様の出席でございますので、会議が成立していることをご報告させていただきます。

なお、本審議会は附属機関等設置運営要綱第6の規定に基づきまして、議事録を含め、原則として公開するものとされておりますので、あらかじめご了承いただきたいと思います。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。資料はお手元に郵送等で送付させていただいております。お手元にご準備いただけましたでしょうか。配付資料が資料1から4、資料5-1、5-2、5-3、資料6-1、6-2、そして参考資料として法令関係資料集がございます。

WEB参加の皆様には本日メールを送付させていただきましたので、不足がある場合は、お手数ですがメールの添付資料をご確認いただきたいと思います。

会場の委員の皆様方におかれましては、過不足等がございましたら挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

続きまして、本審議会の設置趣旨につきまして、簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

資料3、東京都生活衛生審議会条例をご覧ください。

東京都生活衛生審議会は公衆浴場や旅館業、理容業、美容業など、都民生活に密着し

た生活衛生業について、衛生上必要な措置の基準、許可に関わる条件等に関する審議を行うために設置されている知事の諮問機関でございます。

本審議会では広く都民生活に関わる様々な事項、営業に関する必要な措置の基準、許可等に関わる条件等を審議いただくことになっております。

また、本審議会は学識経験を有する者、生活衛生関係事業者の意見を代表する者、利用者又は消費生活の意見を代表する者から組織されております。

続きまして、本審議会の委員及び事務局職員をご紹介します。

資料1、東京都生活衛生審議会委員名簿をご覧ください。事務局にて順にご紹介をいたしますので、WEB参加の委員の方々におかれましては、お名前をお呼びいたしましたらビデオボタンとマイクボタンをオンにし、所属とお名前をおっしゃっていただければと思います。

会場の委員の皆様方におかれましては、お名前が呼ばれましたらビデオボタンだけをオンにし、机上のマイクで所属とお名前をおっしゃっていただければと思います。なお、発言が終わりましたら、ビデオボタンとマイクボタンは再びオフにしてくださいようお願い申し上げます。

それでは、まず学識経験者委員といたしまして、池村委員でございます。

○池村委員 池村でございます。所属は日本大学法学部です、よろしくどうぞお願いします。

○木村環境保健衛生課長 大澤委員でございます。

○大澤委員 大澤でございます。建築衛生を専門にしています。よろしく申し上げます。

○木村環境保健衛生課長 小澤委員でございます。

○小澤委員 弁護士の小澤です。よろしく申し上げます。

○木村環境保健衛生課長 柳委員でございます。

○柳委員 工学院大学の柳です。どうぞよろしく願いいたします。

○木村環境保健衛生課長 岡本委員でございます。

○岡本委員 都議会議員の岡本です。よろしく願いいたします。

○木村環境保健衛生課長 小松委員でございます。

○小松委員 都議会議員の小松でございます。よろしく願いいたします。

○木村環境保健衛生課長 宮瀬委員でございます。

○宮瀬委員 都議会議員の宮瀬でございます。今日はよろしく願いいたします。

○木村環境保健衛生課長 続きまして、営業者代表委員といたしまして、工藤委員でございます。

○工藤委員 東京都生活衛生営業指導センター理事並びにホテル旅館組合の理事長、工藤哲夫でございます。よろしくどうぞ。

○木村環境保健衛生課長 森本委員でございます。

○木村環境保健衛生課長 続きまして、石田委員でございます。

○石田委員 東京都公衆浴場組合の石田です。よろしく願いいたします。

- 木村環境保健衛生課長 続きまして、利用者、消費者代表委員といたしまして、松崎委員でございます。
- 松崎委員 東京都民生児童委員連合会の常任協議員をしております、松崎と申します。
- 木村環境保健衛生課長 谷茂岡委員でございます。
- 谷茂岡委員 東京都地域婦人団体連盟の谷茂岡でございます。よろしくお願ひいたします。
- 木村環境保健衛生課長 最後に秋山委員でございます。
- 秋山委員 おはようございます。東京都生協連の専務理事の秋山でございます。よろしくお願ひします。
- 木村環境保健衛生課長 続きまして、事務局を紹介いたします。健康危機管理担当局長の初宿でございます。
- 初宿健康危機管理担当局長 福祉保健局健康危機管理担当局長の初宿でございます。よろしくお願ひいたします。
- 木村環境保健衛生課長 健康安全部長の高橋でございます。
- 高橋健康安全部長 健康安全部長の高橋でございます。よろしくお願ひいたします。
- 木村環境保健衛生課長 健康安全部健康安全課長の石塚でございます。
- 石塚健康安全課長 健康安全課長の石塚でございます。よろしくお願ひします。
- 木村環境保健衛生課長 最後になりますが、先ほどより進行を務めさせていただいております、健康安全部環境保健衛生課長の木村でございます。

それでは、ここで福祉保健局健康危機管理担当局長の初宿より、一言ご挨拶をさせていただきます。

- 初宿健康危機管理担当局長 改めまして、初宿でございます。

委員の皆様方におかれましては大変お忙しい中、東京都生活衛生審議会委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。また、平素より東京都の生活衛生行政にご理解、ご協力を賜りまして重ねて御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関してでございますけれども、昨日国におきまして、1都3県を含む10都府県を対象に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づきまして、緊急事態宣言を3月7日まで延長することが決定されました。都は緊急事態宣言の延長を受けまして、昨日緊急事態措置等を延長することといたしました。

都の新規陽性者でございますけれども、減少傾向にございますが、年末年始の急拡大前の水準に戻ったにすぎない状況でございます。なので、引き続き重症者数は高止まりをしてございまして、医療提供体制の逼迫は長期化しております。

特にその中でも、事業者の皆様に取りましては、思うように経済活動ができない状況、これがどれほど大変かということは、察するに余りありますが、引き続きの御協力をよろしくお願ひ申し上げます。

さて、本日の生活衛生審議会でございます。平成30年に旅館業等の構造設備及び衛生措置の基準等についてご審議をいただいてから、3年ぶりの開催となっております。

公衆浴場や旅館業の衛生管理等につきまして、国は都道府県等に対する技術的助言の位置づけで、衛生等管理要領を定めまして、都は衛生等管理要領を参考にしながら、条例や規則で基準を定めまして、施設の許可、衛生等に関する指導を行って参りました。

今般、国が衛生等管理要領を改正いたしまして、最新の知見を踏まえましてレジオネラ症の対策の強化と、子供の身体的、精神的な発育状況等の変化を踏まえまして、浴場制限年齢の引き下げを行いました。

そのため、これらの改正内容を踏まえまして、本日は大きく分けて2つの事項についてご審議をいただく予定でございます。

まず、1点目でございます。浴場業及び旅館業における構造設備及び衛生措置の基準について。2点目でございます、浴場業における男女の混浴制限年齢についてでございます。

具体的な内容につきましては、既に委員の皆様へはご案内を差し上げているところと存じますが、後ほど担当より改めてご説明をさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、様々な立場からご審議いただきますようお願いを申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○木村環境保健衛生課長 なお、健康危機管理担当局長におかれましては、業務の都合で退席とさせていただきます。何とぞご了承いただきますようお願い申し上げます。

○初宿健康危機管理担当 申し訳ございません、失礼いたします。

○木村環境保健衛生課長 冒頭にご案内をさせていただきましたとおり、現在の委員の皆様で開催する初めての審議会となりますので、会長を選任していただきたいと思っております。本審議会の条例では委員の互選により会長を選任することとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

○池村委員 発言よろしいでしょうか。

○木村環境保健衛生課長 どうぞ、池村委員、お願いいたします。

○池村委員 それでは、今回の審議事項につきましては、局長からもご説明がございましたように、公衆浴場法、及びホテル旅館におけるレジオネラ症の対策観点を見直すという面が含まれておりまして、そのレジオネラ属菌でありますけれども、そのほか研究されていらっしゃるが大澤委員であります。

私のほうから、大澤委員を会長としてご推薦を申し上げたいと思っております。いかがでしょうか。

○木村環境保健衛生課長 ありがとうございます。WEB参加の皆様方におかれましては、マイクボタンをオンにさせていただいてよろしいでしょうか。

池村委員のほうから、大澤委員というご発言がございました、この発言につきまして、皆様方はいかがでございますでしょうか。

「異議なし」の声あり

○木村環境保健衛生課長 ありがとうございます。

それでは皆様、再度マイクボタンをオフにさせていただきたいと思います。

それでは、本審議会の会長を大澤委員にお願いしたいと思います。大澤委員、よろしくお願ひいたします。

それでは大澤会長、ビデオボタンをオンにさせていただいてよろしいでしょうか。以後、ビデオボタンはそのままオンにさせていただきまして、ご発言の際は机上のマイクを利用していただければと思います。

続きまして、審議会条例では会長を補佐する会長代行を、会長が不在のときという規定でございますが、あらかじめ選んでおければと考えております。

これは、会長が指名する形となっておりますが、大澤会長、どなたかご指名いただけますでしょうか。

○大澤会長 池村委員にお願いしたいと思います。

○池村委員 会長のご指名でございますので、快くお引き受けさせていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

○大澤会長 ありがとうございます。

○木村環境保健衛生課長 池村委員、ありがとうございます。

では、最初でございますので、ここで大澤会長より一言ご挨拶をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○大澤会長 ただいま会長にご指名いただいた大澤でございます。ご挨拶させていただきたいと思ひます。

先ほどの初宿局長からのご挨拶でもありましたとおり、平成30年以来、3年ぶりの開催となる審議会ですが、

東京都の公衆衛生の重要事項を審議する機能を仰せつかっておりますので、一つ、皆様と協力しながら、つつがなくこの大任を果たしていきたくと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○木村環境保健衛生課長 大澤会長、どうもありがとうございました。

それでは、これから議事に入りたいと思ひます。それでは、大澤会長どうぞよろしくお願ひいたします。

○大澤会長 承知しました。

それでは早速議事に入らせていただきます。まず、本日知事から諮問があったとのことですので、事務局からご説明をお願いします。

○木村環境保健衛生課長 それでは、私木村から引き続きご説明させていただきます。

資料4の諮問書をご覧ください。

なお、WEBで参加の皆様には、事前に資料を配付させていただいた関係上、案としてお配りしておりました。

文章上の微修正がありました、同じ内容になっております。原本の写しにつきましては、今朝ほど事務局からメールにてお送りしたと思ひますので、ご承知願ひたいと思ひます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

東京都生活衛生審議会条例第2条に基づき、下記の事項について諮問する。

令和3年2月3日。東京都知事、小池百合子。

諮問事項1、浴場業及び旅館業における構造設備及び衛生措置の基準について

(諮問理由)

国は厚生労働科学研究で、入浴施設のレジオネラ症対策に関し、最新の知見等が得られたこと等を踏まえ、令和元年9月19日に公衆浴場における衛生等管理要領及び旅館業における衛生等管理要領の改正を行った。

このことから、東京都が公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例、以下公衆浴場施設施行条例といいます。及び旅館業法施行条例等に定められている基準の見直しが求められている。よって、浴場業及び旅館業における構造設備、及び衛生措置の基準について諮問する。

諮問事項2、浴場業における男女の混浴制限年齢について

(諮問理由)

国は厚生労働科学研究の成果等を踏まえ、令和2年12月10日に公衆浴場における衛生等管理要領に定める男女の混浴制限年齢の改正を行った。

このことから、都が公衆浴場施行条例に定める、混浴制限年齢の見直しが求められている。よって、浴場業における男女の混浴制限年齢について諮問する。

以上でございます。

○大澤会長 ありがとうございます。

諮問につきましては、諮問文における諮問に至った背景、見直しの方向性に資料が配付されています。今回諮問事項が2つありますので、まず諮問事項1につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○木村環境保健衛生課長 それでは諮問事項1、浴場業及び旅館業における構造設備及び衛生措置の基準について説明いたします。

資料5-1、2、3をご覧ください。

まず、資料5-1でございます。浴場業及び旅館業の構造設備及び衛生措置の基準について、国は都道府県等が行う規定整備のために、技術的助言として衛生等管理要領を示しております。

厚生労働科学研究の研究成果を踏まえ新たな知見が得られたことから、令和元年9月19日にこの衛生管理要領等を改正し、保健所を設置する都道府県が行う規定整備のための技術的助言として示しました。

これを受けまして、東京都は衛生等管理要領の改正の趣旨を踏まえ、浴場業、旅館業におけるレジオネラ症対策を強化するため、条例、規則に定める構造設備、衛生措置の規定について、見直すことといたしました。

具体的な内容につきましては、資料5-2をご覧ください。

資料5-2は構造設備及び衛生措置の基準の見直しの方向性について記載しているも

のでございます。

左から対象となる装置、設備の名称、衛生等管理要領の改正内容、現行の都条例の規定状況、衛生等管理要領の改正を踏まえて、都条例の見直しの方向性が記載されております。

これから先の説明につきましては、資料5-3と合わせてご覧いただければと思います。

まず、気泡発生装置についてでございます。資料5-3では中央に記載がされております。気泡発生装置とは、浴場に設置されている細かな気泡を発生させる装置でございます。

衛生等管理要領の改正によりまして、気泡発生装置等の構造について、下線に示されているとおり、連日使用している浴槽水を用いる構造でないこと。点検、清掃、排水が容易に行うことができる構造であることというのが追加されました。

現行の都条例では、気泡発生装置等を使用されている浴槽の水については、毎日喚水する。つまり湯を毎日抜くことを規定しております。このため、衛生等管理要領の改正の趣旨を踏まえまして、レジオネラ症対策の観点から、気泡発生装置等の点検、清掃、排水についても構造設備基準を設ける必要があるというふうに考えております。

次に、調節槽についてでございます。資料5-3の資料では、左下を参考にさせていただければと思います。

調節槽、国においては調節槽という表現になっております。これは元釜から供給される熱いお湯に水を混ぜ、洗い場の湯栓、いわゆるカランやシャワーのお湯を使用しやすい温度に調整するための槽で、公衆浴場に特有の設備となっております。

衛生等管理要領の改正では、生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃、消毒をすること。

調節槽を設置する場合には、清掃しやすい構造とし、レジオネラ菌が繁殖しないように薬剤注入口を設けるなど、塩素消毒等が行われるようにすることということが追加されました。

現在、東京都の条例では、調節槽については、ふたに関する規定以外、規定がございません。衛生等管理要領の改正の趣旨を踏まえまして、レジオネラ症対策の観点から、衛生措置基準として、定期的に点検、清掃、消毒を実施し、汚れやぬめりを除去する旨を規定する必要があると考えております。

都としては、調節槽は公衆浴場特有の設備であると考えまして、公衆浴場の条例のみに規定することを考えております。

続きまして、貯湯槽についてでございます。資料5-3の左上を参考にさせていただければと思います。

貯湯槽は、一時的に大量のお湯を使用する可能性がある施設において、給湯用に加熱した湯を貯めておく槽でございます。衛生管理要領等の改正によりまして、衛生措置として60℃を保ち、最大使用時にも55℃以上とし、これにより難しい場合には、消毒装

置を設置すること。

設備の破損などの確認、温度計の性能の確認を行うこと。また、構造設備の規定といたしましては、貯湯槽は完全に排水できる構造とすることが追加されました。

現在、都の条例では温泉を貯留する貯湯槽について、随時点検し定期的に清掃消毒を行うこと。貯湯槽内の温度を60℃以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、塩素系消毒剤により湯の消毒を行うことが規定されております。

今回の衛生等管理要領の改正の趣旨を踏まえまして、レジオネラ症対策の観点から現在の温泉を貯留する貯湯槽の規定に加え、全ての温水を貯留する貯湯槽に対し、衛生措置を規定する必要がある。

さらに、より適切に清掃、消毒が実施できるよう、衛生措置基準として、汚れやぬめりを除去する旨の規定を設ける必要があると考えております。

最後に、浴槽水の消毒でございます。資料5-3の中央を参照していただければと思います。

ろ過機等で循環して使用する浴槽水は、汚れなどが発生しやすいことから、遊離残留塩素で消毒し、浴槽水を保持しております。

しかし、Ph8から10という、アルカリ性の温泉等の場合、遊離残留塩素による消毒が十分な効果が発揮できないことがあります。こうした場合、結合残留塩素であるモノクロラミンによる消毒が期待されているところでございます。

今回、衛生等管理要領の改正によりまして、遊離残留塩素の濃度が1リットル当たり0.2から0.4ミリグラム程度から、1リットル当たり0.4ミリグラム程度に変更されました。

また、結合塩素のモノクロラミンの場合には、1リットル当たり3ミリグラム程度を保つことという文言が追加されました。

現在、東京都では遊離残留塩素を、1リットル当たり0.4ミリグラム以上とすることを原則としておりまして、平成30年の審議会を経まして、その他の消毒方法等としてモノクロラミン消毒を認めるよう規定を変更しておりますが、モノクロラミンの消毒については、濃度についての規定がない状況でございます。

今回の衛生等管理要領の改正の趣旨を踏まえまして、モノクロラミンによる消毒が適切に行われるよう、衛生措置の基準として、濃度を明確に規定する必要があると考えております。

資料5-1及び5-2、5-3の説明は以上でございます。

○大澤会長 ありがとうございます。

ただいま、事務局から説明いただきました、諮問事項1について、委員の皆様方から、御質問、御意見をお伺いたいと思います。

ただ、その前に質疑のルールを事務局から再度確認していただきます。

○木村環境保健衛生課長 それでは、まず、WEB参加の委員の方々及び会場の委員の方々につきましては、御質問や御意見がある場合は、会長から指示がありましたら、ビ

デオボタンだけ、オンにさせていただくようお願いいたします。

ビデオボタンがオンになられた方の中から、会長が順次指名させていただきます。指名された委員は、WEB参加の方はマイクボタンをオンにしてから御発言をお願いいたします。会場の委員の方は机上のマイクで御発言ください。

御自身の質疑が終わりましたら、ビデオボタンとマイクボタンをオフにさせていただきたいと思います。

○大澤会長 ありがとうございます。

1点、ちょっと重要な事項だと思うので、質問させていただきます。

見直しの方向性の中に衛生措置について、定期的にと入っています。そこら辺、なかなか微妙なラインがあるかと思います。

条例として基準にする場合、明確に規定する必要があると思うのですが、その点、都としての考えをまず。

○木村環境保健衛生課長 それでは、今大澤会長から御質問がありました点について、事務局から説明させていただきたいと思います。

まず、貯湯槽でございますが、貯湯槽につきましては温泉から全ての湯に範囲を拡大することから、清掃、消毒の頻度につきましては、現行の規定と同じく、年1回以上とすることと考えております。

続きまして、調節槽についてでございます。点検の頻度につきましては、設備等の状況に応じて行うべきものと考えておりまして、特段の回数は設けず、随時点検を行う必要があるというふうな形で考えております。

消毒の頻度につきましては、調節槽の中は、貯湯槽と異なりまして、60度以上の温度を保持する管理ができず難しいことや、貯留時間が短いことから塩素管理困難であるというふうに考えております。

このことから、定期的な消毒が必要であると考えております。消毒の頻度につきましては、槽内の湯の温度が浴槽水と同程度であることから、ぬめりの除去を目的とした配管の消毒頻度と同様の1週間に1回以上と考えております。

続きまして、清掃の頻度につきましては、調節槽に流入する湯や水が貯湯槽の中の温水と同じく、入浴に供する前のものであり、清浄なもの、汚染されていないものと考えられております。

そのために、週1回以上の消毒は行いますが、清掃等により物理的にぬめり等の除去も必要と考えるため、年に1回以上の清掃を行う必要があるというふうに考えております。

なお、現行想定している回数につきましては、最低限度の頻度でありまして、施設ごとに必要に応じて回数を増やすなどの対応をしてもらいたいというふうに考えております。

それと、貯湯槽ですとか、調節槽の点検の頻度とは異なりますが、浴槽水をモノクロラミンの消毒につきましては、厚生労働省が示しております衛生等管理要領の内容を踏ま

えまして、1リットルあたり3ミリグラム以上の濃度を規定したいと考えております。

私からは以上でございます。

○大澤会長 ありがとうございます。

現行条例の類似の設備と同様にするという水準に考えていくということで理解しました。非常に大事な点と思い確認させていただきました。

それでは、諮問事項1について、質問等お持ちの方はビデオボタンをオンにさせていただいてよろしいでしょうか。

○木村環境保健衛生課長 質問のある方はビデオボタンをオンにさせていただきたいと思えます。

○大澤会長 公衆浴場とホテル旅館業に関することになりますので、まずこの現場の方からお話を伺いたいと思えます。

石田委員、いかがでしょうか。公衆浴場の現場の状況について、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合の石田委員から、ご発言いただきたいのですが。石田委員よろしいでしょうか。

○石田委員 石田です。

現行の公衆浴場がこの設備を全部つけるというのは大変なことなので、新規の公衆浴場からこの適用をお願いしたいと思うのですね。スペースとかそういう問題もありますので、既存の公衆浴場が全部作れというのは、なかなか費用等も大変なことなので、その辺をよろしくをお願いしたいと思います。

○大澤会長 続きまして、工藤委員はいかがでしょうか。旅館業の現状についてですけれども、東京都生活衛生営業指導センターの工藤委員。工藤委員は東京都ホテル旅館生活衛生同業組合の理事長兼務でございますので、発言させていただきたいと思えます。よろしくをお願いしたいと思います。

○工藤委員 ちょっとよく聞こえなかったのですが、私は指名されていますか。

○大澤会長 そうです、工藤委員をお願いしたいと思います。

○工藤委員 分かりました。

手前ども、該当する施設にアンケートを行いまして、私どもは貯湯槽の件で関係があります。

貯湯槽の完全排水ができるかどうかというのは、大きな問題になると思いました。アンケートを事前に採りましたところ、回答があった23件中、完全に排水ができる施設が18件でございました。一部残るというようなところは、今のところはなかったのですが、その他不明となっております。

私どもの考えといたしましては、清掃、消毒に関しましては全く異論ございませんが、既存の設備改修に関しましては、場合によっては困難な施設もあるかと思われまますので、その点をぜひご配慮いただければありがたいというふうに思いました。

以上でございます。

○大澤会長 公衆浴場とホテル旅館の現状について、2人の委員から貴重なご意見をいた

できました。

様々なご意見ありましたけれども、このことについて事務局からの説明、ないしは意見補足がございましたらお願いします。

○木村環境保健衛生課長 それでは、ただいまの公衆浴場の組合と、ホテル旅館の組合の方からのご意見がございまして、事務局の考え方を述べさせていただきたいと思います。

レジオネラ症対策としての衛生措置につきましては、既存の施設も含めて、全ての施設に適用していただきたいというふうに考えておりますが、各施設に設置された設備等で対応できる、または設備に応じた適切な管理を実施していただければというふうに考えております。

また、構造設備については、従前の改正でも既存の設備は適用させずに、新規の許可施設でありますとか、あるいは大規模改修時に適応させている例がございまして。今回の改正でも一つの規定の案として考えられるところでございまして、今回のご意見を受けまして検討して参りたいと思います。

○大澤会長 それでは、2人が手を挙げているのでお願いしたいと思います。

まず、谷茂岡委員。意見をいただきたいと思います。

○石田委員 あと公衆浴場は既存の公衆浴場でも、人に貸したりすると新規扱いになっちゃうのですね。そうすると、こういう浴場さんも全部設備を直してというのは、最初に申し上げたとおりなかなか難しいので、この辺も配慮願いたいと思います。

○木村環境保健衛生課長 意見として承りまして、今後検討させていただきたいと思えます。

○石田委員 よろしくお願いいたします。

○大澤会長 では、改めまして谷茂岡委員、よろしくお願います。

○谷茂岡委員 谷茂岡です。

大変公衆浴場、衛生管理のほうは、私は葛飾区ですけど大変評判はいいです。ただ、今公衆浴場の中でも、休憩場の問題です。いろいろと工夫されて、サービスはしていただいているようですけれども、今飲食の問題はどうなっているのだろうかという心配です。

それから、ほかの区ですけど、朝のモーニングをやってサービスをしているということも聞いてますけれども、そういうことはやはり自由に許可になっているのでしょうか。その点ちょっと衛生的なものを聞きたいと思いますので伺いました。

以上です。

○大澤会長 事務局から何かありますでしょうか。

○木村環境保健衛生課長 今のご質問は休憩所における飲食物の提供ということでよろしいでしょうか。

一般に飲食物を提供する場合には、食品衛生法に基づく許可を取得していると考えられますので、衛生上の措置は十分に取られているというふうに考えております。

○大澤会長 よろしいでしょうか。

それでは続きまして、もう一人方ご意見をお持ちだと思います。柳委員、先ほどビデオがついていたのですが、いかがでしょう。

○柳委員 後でもいいですかね。モノクラミンについて、後でも少し説明だけしたいので。今がよろしいですか。先ほど誰も質問しなかったのだと思ったのですけれども、いかがでしょう。今、構造の話を一旦決着をつけて。

○大澤会長 できれば、今お願いしたい。

○柳委員 今、はい。

簡単に、要は微生物のほうをやっている人として、モノクロラミンはヨーロッパでは水道水の消毒としても使われておりまして。

これは即効性はないのですけれども、非常に安定しているということで、先ほどの3年前の改訂で、一応使うことはいいということになってますが、今回はその濃度について加えるという話なのですけれども。

そのエビデンスとしては、国立感染症研究所の倉先生が多分平成27年のあたりの厚生労働科研でいろいろ調査をして、それで3ミリグラムパーリットルですか。多分このあたりが妥当ではないかと思えます。

一応自分の考えで申し上げました、以上です。

○大澤会長 ありがとうございます。

今ご意見をお持ちの方は大体終わったかと思えますけれども、幾つか重要な意見をいただきましたので、事務局から補足的なことが何かあれば、まとめてお願いしたいと思えます。

○木村環境保健衛生課長 今、柳委員のほうからモノクロラミンの濃度についてのご助言もありましたので、大変ありがたいと思えます。

また、工藤委員のほうからお話がありました貯湯槽につきましては、現在のところ構造設備基準は、特段設けず、衛生の措置について規定を設けることを考えております。

ですので、先ほどアンケート調査をしていただきました、施設において一部不明な点のところもあるというふうなご回答もございましたが、そちらについては、清掃やぬめりなどが排除できるような衛生措置を、施設の構造設備に応じた形で、適切に対応していただければというふうに考えております。

事務局からは以上です。

○大澤会長 ありがとうございます。

画面がオンの方はいらっしゃらないと思えます。ほかにご質問などなければ、意見も出尽くしたということで、諮問事項1についての当審議会の意思を確認させていただきたいと思えます。

それぞれ、ご意見をいただいたのですけれども、特段進めてよろしければ方向性は大体まとまったと。見直しの方向性については事務局の案のとおり、条例等の構造設備及び衛生措置の規定を見直すことには了承ということでもよろしいでしょうか。

まだ、ご発言がある方は、ビデオボタンをオンにさせていただきたいと思えます。

ありがとうございました。では、ご発言、異議がないようなので、異議なしと認めます。

続きまして、諮問事項2に参りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

○木村環境保健衛生課長 それでは、諮問事項2、浴場業における男女の混浴制限年齢についてご説明をいたします。

資料の6-1、6-2をご覧ください。

まず、資料6-1でございます。国は都道府県等が行う規定整備のための技術的な助言として、先ほどもご説明しましたとおり、公衆浴場における衛生等管理要領を示しております。

今回、国が厚生労働科学研究において、子供の発育発達と、公衆浴場における混浴年齢に関する研究を実施いたしまして、それに基づきまして令和2年12月に公衆浴場における衛生等管理要領の混浴制限年齢の引き下げを行ったところでございます。

都は、この改正を受けまして、今般の子供の身体的、精神的な発育状況等の変化や、入浴者の意識等を踏まえ、衛生等管理要領が改正されたことから、条例の混浴制限年齢を見直すことといたしました。

資料6-2をご覧ください。資料6-2には左側に衛生等管理要領の改正の内容が記載されております。

今回、衛生等管理要領におきましては、男女の混浴制限年齢は引き下げられまして、これまでおおむね10歳以上を混浴させないと規定されていたことから、今回おおむね7歳以上の男女を混浴させないことというふうに規定が改められました。

東京都は、浴場業における混浴制限年齢については、公衆浴場法に基づく公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例で、風紀に必要な措置として、現在10歳以上の混浴を禁止しているところでございます。

今回、衛生等管理要領の改正の趣旨を踏まえまして、男女の混浴制限年齢を引き下げる必要があるというふうに考えております。

事務局からは以上です。

○大澤会長 ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がありましたように、諮問事項2では、混浴制限年齢に関する事項を示されております。

これも質疑の中で確認したいことがあるんですけども、国はおおむね10歳をおおむね7歳に引き下げたいということなんですが、都も下げるといふ方向で、具体的に考えられているようですが、どういう背景とか理屈があるのか御説明を教えていただければと思います、どうでしょうか。

○木村環境保健衛生課長 それでは、今回の国のほうの衛生等管理要領の改正が行われたわけですが、この改正の基になりました、厚生労働科学研究の中の研究の成果について、子供の適性な混浴年齢に関するデータを多面的に集約されておまして、また成人の考える子供の混浴禁止とすべき年齢、また子供が恥ずかしいと思いだめた年齢

は、おおむね6歳から8歳ぐらいが、相対的に高い結果であったというふうにされております。さらに、国はこの研究成果ですとか、パブリックコメントで意見を求めまして、その内容を踏まえ、おおむね7歳以上に改正をしたというふうに聞いております。

東京都の条例を改正にあたりましては、営業者にその内容を遵守させるために、明確に規定する必要があるというふうに考えております。

条例では、施設側に対して権利の制限ですとか、義務を課する内容となっておりますので、その部分は明確に規定する必要があるというふうに考えております。これまでも、都の条例では10歳以上を混浴させないことと規定しているところがございます。

このような状況から、東京都といたしましては、国の衛生等管理要領の改正の趣旨を踏まえまして、また、これまでの東京都条例の規定状況を勘案し、東京都といたしましては、混浴制限年齢を7歳以上と規定することが妥当ではないかと考えております。

事務局からは以上でございます。

○大澤会長 ありがとうございます。

案としては、7歳以上ということで説明をいただきました。

では、質疑に移りたいと思います。諮問事項2について、ご質問、ご意見お持ちの方はビデオボタンをオンにしてください。

○谷茂岡委員 はい。

○大澤会長 申し訳ありません。ちょっとお待ちください。

東京都公衆浴場業生活衛生同業組合の石田委員から、ご意見をいただければと思います。

○石田委員 公衆浴場としては大変ありがたいことで、今はいろんな国の方が来ておりますので、6歳というのも逆に韓国の方などは幼稚園でも嫌がる、女湯に男の子が入っていると嫌がるぐらいなので、これは大変いいことだと思います。

あと、お子さんでも自閉症の方のお子さんとか、いろいろいらっしゃいますので、正式に7歳というのは、公衆浴場側の判断で、多少認めてもらえるような配慮を願いたいと思います。

○大澤会長 ありがとうございます。

現場の貴重なご意見を伺いました。

それでは、続いてですが、何か説明はありますか。よろしいですか。それでは、谷茂岡委員にお願いします。

○谷茂岡委員 大変今の時世にあった背景をみた場合に子供の身体的、精神的といいますか、非常に変わっておりますので、これはいいことだと思います。

年齢を引き下げで、私は昨日も話したのですけれども、いいことではないかと。

特に男性、男の子が女のほうに入ってきていると、いろいろあるそうで、やっぱり年齢は学校に行くようになったら、混浴じゃなくてちゃんとしたほうがいいのじゃないかというような意見は出ておりましたので、この意見に賛成ですので、ぜひ、混浴の年齢制限の在り方について、これはやっていただけたらと思っておりますので、よろしくお

願いたします。

○大澤会長 あと画面のオンの方は、よろしいですか。以上ですね。

画面がオンの方がいらっしゃらないようですので、質問はこれまでにさせていただきます。

意見も出尽くしたようですので、諮問事項2について、審議会の意見を確認したいと思えます。

いろいろ貴重なご意見はいただきましたけれども、特に方向性について問題はないということで、制限年齢を引き下げるということで、了承することよろしいでしょうか。

なお、まだ発言ある方はビデオボタンでオンにしてください。

○木村環境保健衛生課長 よろしいですか。

○大澤会長 事務局、どうぞ。

○木村環境保健衛生課長 事務局から1点確認でございます。

石田委員に確認でございます。

○石田委員 はい。

○木村環境保健衛生課長 先ほどのご意見でございますが、障害をもった方に対しては、配慮が必要ではないかということでございますが。

○石田委員 はい。

○木村環境保健衛生課長 東京都のほうでは、7歳以上の混浴を禁止するという規定を設ける予定でございますが、それに幅を持たせてほしいというようなご意見でございますでしょうか。

○石田委員 そうですね。多少は持たせていただかないと、やはり障害のある方がいらっしゃいますので、その人たちを一人で入れないという状態があるのですね。そういうときにほとんどないと思うのですが、やっぱり7歳というのは小学校まだ1年生になってない方もいらっしゃったりしますので、その辺だけ、がちがちに決めるのではなくて、配慮を願いたいと思えます。

それは、8歳、9歳というのはないと思えますけど、8歳ぎりぎりの方で、やっぱりそういう方がいらっしゃるのですね、たまに。その辺ですね。特別なと思うのですが、やっぱり万が一というのがありますので、その辺です。

○木村環境保健衛生課長 今、ご意見として承りまして、ここの表現につきましては、文書担当、法政担当とも協議しながら決めていきたいというふうに考えております。

○石田委員 よろしく願いたします。

○大澤会長 以上でよろしいでしょうか。

それでは、引き下げ自体はいいとして、若干調整すべきことが、ご意見をいただきました。

私と事務局で調整をさせていただければと思えますので、会長に一任ということよろしいでしょうか。

お認めいただけるようでしたら、ご発言がないとということで、ビデオボタンをオフ

にさせていただいていれば結構です。

それでは、異議なしと認めたいと思います。

以上で、審議を終わらせていただきます。いろいろ貴重なご意見をいただきましたけれども、答申案を作成したいと思いますので、作成については会長に一任ということでよろしいでしょうか。発言がなければこれで了承ということにさせていただきます。

ありがとうございました。次回の審議会に向け答申案を確定させて、東京都知事に答申したいと思います。

以上をもちまして、令和2年度東京都生活衛生審議会の審議は終了となります。審議にご協力ありがとうございました。

以上です。

○木村環境保健衛生課長 大澤会長、長時間にわたりまして誠にありがとうございました。本審議会はこれにて終了となります。

なお、次回の開催でございますが、2月15日月曜日、10時から1時間程度の開催を予定しております。本日と同様、WEB会議での開催を予定しております。大変短い時間で恐縮でございますが、次回もよろしくお願ひしたいと思ひます。

皆様方、本日はどうもありがとうございました。WEB画面の右上にあります退室ボタンを押していただき、退室していただきたいと思ひます。

本日はどうもありがとうございました。

(午前 11時10分 閉会)